

# 第 85 回 金沢市都市計画審議会議事録

## 1. 日時

平成 29 年 8 月 23 日 (水) 14:00～15:30

## 2. 場所

金沢市役所 7 階 全員協議会室

## 3. 出席委員

- |          |                  |
|----------|------------------|
| ① 学識経験者  | (各 50 音順)        |
| 井口 栄市    | 金沢市農業委員会会長       |
| 佐野 浩祥    | 金沢星稜大学准教授        |
| 杉村 佳津子   | 石川県消費生活支援センター所長  |
| 高山 純一    | 金沢大学教授           |
| 竹村 裕樹    | 金沢学院大学教授         |
| 松本 耕作    | 金沢経済同友会理事        |
| 眞鍋 知子    | 金沢大学准教授          |
| ② 市議会議員  |                  |
| 下沢 広伸    | 金沢市議会副議長         |
| 喜多 浩一    | 金沢市議会総務常任委員長     |
| 前 誠一     | 金沢市議会建設企業常任委員長   |
| ③ 関係行政機関 |                  |
| 表 正人     | 石川県農林水産部長 (代理)   |
| 橋本 徹     | 石川県警察本部交通部長 (代理) |
| 山岸 勇     | 石川県土木部長 (代理)     |
| ④ 市民     |                  |
| 野脇 格     | 金沢市町会連合会副会長      |

○司会

定刻となりましたので、只今より、第 85 回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は計画案件が 2 件、その他案件が 1 件ございます。十分にご審議をお願いいたします。

それでは、はじめに都市整備局長の木谷より、ご挨拶を申し上げます。

○木谷局長

お疲れ様です。都市整備局長の木谷です。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、金沢市都市計画審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の都市計画行政に多大なるご尽力をいただきまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、北陸新幹線が開業して 3 年目に入りました。まだその効果が目に見えている状況であると思っております。この効果をいかに将来につないでいくのかということが課題でもあります。都市の基盤を預かる都市整備局としましては、もう一度市民のためのまちづくりに原点回帰をして、しっかりと足下を固めながら進めていきたいと考えております。

そのような中で今年度、来年度と 2 か年をかけて都市計画マスタープランの改定に着手したところでございます。

現在、定量的な分析を進めるとともに、市内 9 ブロックに分けて地元意見交換会を開催し、地元の皆様のご意見をお聞きしている状況であり、その意見を計画の中に反映させるよう作業を進めているところでもございます。

本日の審議案件としましては、地区計画の決定ということで、まちのルール作りを指定するもの、もう一つは広坂地区における高度地区指定を変更するもの、また、その他案件として川筋景観を景観計画にきちんと盛り込んでいくものの、3 件をお諮りしたいと考えております。

委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくをお願いいたします。

○司会

ここで、委員の異動がございましたので、ご報告いたします。

金沢市農業委員会会長井口栄市委員でございます。石川県消費生活支援センター所長杉村佳津子委員でございます。金沢市議会副議長下沢広伸委員でございます。金沢市議会総務常任委員長喜多浩一委員でございます。金沢市議会建設企業常任委員長前誠一委員でございます。石川県農林水産部長表正人委員でございますが、本日は井村農業政策課長補佐に代理出席いただいております。石川県警察本部交通部長橋本徹委員でございますが、本日は端交通規制課長に代理出席いただいております。石川県土木部長山岸勇委員でございますが、本日は二塚都市計画課長に代理出席いただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、高山会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長よろしく申し上げます。

●会長

議事に入ります前に、事務局からの報告によりますと、委員 20 名の内、現在 14 名が出席しているということですので、金沢市都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定に照らし、本会議が有効に成立していることを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第 7 条の規定により、議事録署名委員を指名

させていただきます。今回は佐野委員、竹村委員にお願いしたいと思います。  
佐野委員、竹村委員よろしくお願ひいたします。

●会長

それでは、審議に入りたいと思います。

議案第382号「金沢都市計画ウッドパーク新保本地区地区計画」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 382 号「金沢都市計画ウッドパーク新保本地区地区計画」の決定についてご説明します。

お手元の議案書は2ページから6ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

位置図になります。議案書は5ページになります。

こちらが西金沢駅です。こちらが疋田上荒屋線です。こちらが小立野古府線です。

こちらが国道8号です。こちらがJR北陸本線になります。西金沢駅の西側に位置します、こちらの赤線で囲まれた部分が、今回新たに地区計画を定めますウッドパーク新保本地区の地区計画区域になります。面積は約0.4haになります。

計画図になります。議案書は6ページになります。

こちらの赤線で囲まれた部分が、地区計画区域になります。当区域は、旧農林水産省の寮があった跡地を開発事業により、一体の住宅団地として整備を行い、周辺的环境と調和した快適な住宅地の形成等、魅力あるまちづくりを推進・誘導するため、地区計画を定めるものです。

なお、土地利用の基本となる用途地域は第二種中高層住居専用地域で、容積率200%、建ぺい率60%です。

こちらは、現況写真になります。左上の写真は、計画地を北側から撮影したものです。また、左下の写真は計画地を南西側から撮影したものです。

次は開発するところの土地利用計画図になります。

開発区域の面積としては、約2,770㎡になります。黄色が「宅地」部分となります。14区画の宅地利用を行います。青色が「新設の道路」で、開発行為により幅員6mの道路を整備します。

次に、地区整備計画についてご説明いたします。議案書は2ページになりますので、お戻り下さい。

まず、初めに建築物等の用途の制限についてご説明します。議案書は2ページ中ほどになります。建築できる用途としまして、一戸建ての専用住宅、一戸建ての住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する診療所、一戸建ての住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に掲げる用途を兼ねるものになります。事務所、理髪店又は美容院を営む店舗、学習塾、華道教室、囲碁教室等、アトリエ又は工房で原動機を使用する場合は、出力の合計が0.75kwまでとします。

ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計は50㎡までとなります。

また、集会所、公益上必要があると市長が認めるもの、及び建築できる用途に附属

する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以内のものが建築できる用途になります。

次に、建築物の敷地面積の最低限度ですが、160 m<sup>2</sup>とします。

また、壁面の位置の制限ですが、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線又は隣地の境界線までの距離の最低限度は、0.8mとします。

ただし、道路境界線からの壁面後退部分に係る床面積の合計が5 m<sup>2</sup>以内であり、かつ、軒の高さが3 m以下の独立した車庫や、隣地の境界線からの壁面後退部分に係る床面積の合計が5 m<sup>2</sup>以内であり、かつ、軒の高さが3 m以下の附属建築物については適用しません。

次に建築物等の高さの最高限度について説明します。議案書は3ページになります。

この区域は現在、高度地区による高さ15mの区域に指定されています。本地区計画の規制としては周辺の建物状況から2階建て木造建物が多いことなどから、高さの最高限度を10mまでとし、地階を除く階数は2以下とします。

次に建築物等の形態又は意匠の制限ですが、附属建築物を除き屋根は、建築面積の2/3以上を、勾配が2/10以上の勾配屋根とします。

建築物等の外壁の色は、マンセル表色系で別表に掲げるものとします。議案書4ページに別表が載っております。外壁は、グレー、茶等の周囲の景観と調和したものとします。建築物の屋根の色は、黒、グレー、茶、濃茶、濃緑、濃紺とします。

また、広告物につきましては、自己用とし、表示面を含め、壁面後退部分には設置しないこと、屋上及び屋根面に設置しないこと、独立広告物の最高高さは6 mまでとし、広告物の全体表示面積は2 m<sup>2</sup>以下とします。

次に垣又は柵の構造の制限ですが、道路に面して垣又は柵を設ける場合は、生け垣又は植栽とします。また、レンガ、タイル、ブロック、石等を設ける場合は0.1m以下とし、生け垣又は植栽と組み合わせることができます。

隣地に面して垣又は柵を設ける場合は、生け垣、植栽又は高さ1.8m以下の透過性のフェンスとします。また、レンガ、タイル、ブロック、石等を設ける場合は0.6m以下とし、生け垣、植栽又は透過性フェンスと組み合わせることができます。透過性のフェンスと組み合わせた場合は、高さ1.8m以下とします。

計画の概要は以上になります。

最後に、本案件につきましては、平成29年8月1日から8月15日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

#### ●会長

ありがとうございました。只今ウッドパーク新保本地区 地区計画の案の説明がありました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

#### ●A委員

地区計画により景観などを整えていくことは非常に良いことだと思います。一つ気になったのですが、金沢の場合、屋根の色を黒などに統一していると思いますが、今回の計画では、濃緑、濃紺などということでカラフルなものも許容しているように感

じます。ある程度の自由度を持たせることもあると思いますが、どのようにご指導なさったのか教えていただけますか。

#### ○事務局

この地区においては、石川県木造住宅協会が一括して土地を取得して、そこに協会に属している会社が一筆ずつ建築し、計画的なまちづくりを行うものでございます。

石川県木造住宅協会からの申出により地区計画を定めるものであり、基準の内容については石川県木造住宅協会の意向によるところでございます。

また、この地区においては屋根や外壁の色についてそれほど強い制限をかける地区ではないと判断し、ある程度の自由度を持たせたものでございます。

#### ●B委員

計画に対して異論はないのですが、国の土地を売却する流れとしておそらく入札があつて契約ということだと思います。今回の計画は石川県木造住宅協会からこんなまちづくりをしたいという案の申出があり、それを受けてということですが、一般的なことを考えると入札の前になんらかの打合せや、法的な規制がないと、土地の評価や利用価値が定まっていけないのではないかと思います。そのあたりについて市の考えをお聞かせください。

#### ○事務局

民間の方が一定規模以上の土地を売却する時には国土法に基づき、金沢市に届出し、金沢市を通じて石川県にもお伝えすることになりますが、公共の場合はこれにはあたりません。近々に予定されている計画として運輸支局の移転がありますが、これについては面積が大きいこともあり、また住宅地に隣接することもあるため、現在の所有者である国から事前にお知らせをいただき、地区計画を定めていこうと、計画的なまちづくりを進めることになっております。

なお、一般的には1ha以上の開発行為については金沢市の規定で地区計画を定めなければならないことになっていますが、今回は1ha未満となります。

#### ●C委員

今回は石川県木造住宅協会の申出により、周辺が15m高度地区の中に今回の地区計画区域は10mにするということですが、今後同様のケースがあった場合、市として10mでお願いしていくのか、それともそのまま15mを進めるのか、市の考えをお聞かせください。

#### ○事務局

基本的には既存の高度地区規制を進めていくことになると思いますが、周囲の状況や開発側の意向も確認しながら高さの議論を行っていくことになると思います。必ず高さ制限を下げることを指導するものではありません。

#### ●B委員

近くでは西金沢駅西のJ T跡地の開発もあり、少しずつ変化がある地域であると思います。今回、石川県木造住宅協会が考えてまちづくりを進めていこうということなので、金沢市としても法律や条例の範囲の中で、まちづくりの観点からご指導いただけたらと思います。

○事務局

承知しました。

●会長

他はどうでしょう。よろしいですか。

それでは、他にご意見もないようですので、とりまとめさせていただきます。只今いくつか委員からのご意見が出ましたけども、特に反対という意見でもございませんでしたので、今後の計画を進める上で、参考意見にいただき、計画案通り答申します。

●会長

それでは続きまして、議案第383号「金沢都市計画高度地区の変更」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第383号「金沢都市計画高度地区の変更」についてご説明いたします。お手元の議案書は7ページから10ページになりますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。また、お手元の参考資料1もご覧ください。

位置図になります。議案書は9ページになります。

こちらが金沢駅、こちらが金沢城公園、こちらが金沢市役所になります。

広坂通り線に面します、こちらの赤線で囲まれた部分が、今回変更を行う区域になります。変更面積は約0.5haになります。

計画図になります。議案書は10ページになります。

スクリーンの左が現行の高度地区、右が変更後となります。赤線で囲まれた部分が、変更区域になります。この区域は、高度地区を定めました平成17年4月1日に31m高度地区に指定されております。

変更を行います広坂地区は、平成21年に広坂通りに相応しい建物やそのありかたなど、望ましいまちの姿を示す広坂振興ビジョンを策定しており、まちづくりに対する意識が高い地域であり、また、平成27年10月の重要文化的景観保全整備研究会において、周辺の街並みと調和した高さの見直しが、望ましいのではないかという意見があり、地元との意見交換を行いまして、今回高度地区の変更を行うものです。

左のだいたい色で示されております31m高度地区を、今回右側のピンク色の20m高度地区に変更いたします。

高度地区の変更については、広坂地区における望ましい高さについて、6つの視点により総合的に検討を行っております。参考資料は2ページ右側になります。

【視点1】としまして、歴史的な背景や周辺環境との調和について、

【視点2】としまして、周囲からの見え方について、

【視点3】としまして、景観条例で定める保全眺望点からの景観保全について、

【視点4】としまして、北側歩道からの眺めについて、

【視点5】としまして、周囲の高さ規制について、

【視点6】としまして、広坂振興ビジョンについてです。

まず【視点1】の歴史的な背景や周辺環境との調和についてです。参考資料は3ページ右側になります。

広坂通りは、「しいのき緑地」、「21世紀美術館」、「いしかわ四高記念公園」、「兼六園」、「石浦神社」等、金沢市のまちなかにおいて、重要なパブリックスペースとなる緑地に囲まれた通りであり、これらと一体となった広場空間として、周辺環境と調和した建物の高さが必要であると考えます。

【視点2】としまして、周囲からの見え方について検討を行ったものです。

こちらは、(1) 廣坂からの眺めになります。参考資料は4ページ左側になります。建物と広坂通りの街路樹とを高さについてシミュレーションしたものです。左上の写真は、現在の高度地区による高さ31mの建物が建った場合で、真ん中の写真は、高さ25mの建物が建った場合になります。

また、左下の写真は、高さ20mの建物が建った場合となります。31mや25mの建物が建つと、ケヤキ並木から大きく突出した見え方になります。

次に(2) しいのき緑地からの眺めになります。参考資料は4ページ右側になります。先ほどと同じで、写真の上から31m、25m、20mの高さで建物が建った場合になります。31mや25mの建物が建つと、街路樹やしいのき緑地内の樹木から突出し、しいのき緑地と21世紀美術館の空間を分断してしまいます。

次に(3) 広坂交差点からの眺めになります。参考資料は5ページ左側になります。同じく写真の上から31m、25m、20mの高さで建物が建った場合になります。

31mや25mの建物が建つと、兼六園周辺の落ち着いた景観を阻害してしまいます。

こちらは(4) 金沢21世紀美術館側からの眺めになります。参考資料は5ページ右側になります。左上から31m、25m、20mの高さで建物が建った場合になりますが、31mや25mの建物が建つと、金沢21世紀美術館のような低層建築物から突出した街並みとなってしまいます。

次に、【視点3】についてですが、金沢城公園辰巳櫓跡からの眺めになります。参考資料は6ページ左側になります。左上から31m、25m、20mの高さで建物が建った場合になります。31mや25mの建物が建つと、寺町台地や野田山の稜線への見通しを阻害してしまいます。

【視点4】北側歩道からの眺めについてです。参考資料は6ページ右側になります。

こちらは、人の視野を考慮した圧迫感の検証イメージ図になります。人が立って無理なく見ることができる範囲としては、上方向で概ね30°とされています。

広坂通りのしいのき緑地側の歩道からの眺めを想定すると、広坂通りの建物が、概ね20mを超えるようになると空が見えにくくなり、圧迫感が増すと考えられます。

【視点5】周囲の高さ規制についてです。参考資料は7ページ左側になります。

金沢城公園を中心としたエリアは、平成22年に国の重要文化的景観に選定されています。これを受けて、大手町や尾張町周辺では、金沢城公園や石垣のシンボル性を確保するために、高さ規制が見直されており、広坂通りについても相応しい高さ規制が求められます。変更対象区域周辺の高さ規制は、概ね15mの中層に抑えられているものの、変更対象区域の高さ規制は31mに指定され、周囲の2倍近い高さの建物が建築可能となっています。

【視点6】広坂振興ビジョンについてです。参考資料は7ページ右側になります。  
広坂振興会が策定した広坂振興ビジョン（平成21年3月）では、広坂通りにおける建物の低層階（1～3階）を店舗とし、上層階（4～6階）を居住スペースとする考え方が示されており、6階建て20m程度の高さの建物が想定されています。

次に、見直しの方向性になります。参考資料は8ページ左側になります。

視点1から6までの、検討の視点とその結果をまとめたもので、それらから高さの目安を明示しています。

【視点1】については、歴史的な背景や周辺環境との調和ということから、高層建築物が建設されると、周辺のパブリックスペースを空間的に分断するおそれがあり、高さとしては15m程度が望ましいと考えます。

【視点2】の周囲からの見え方では、廣坂や21世紀美術館などから見た場合、31mや25mの建物が建つことで街路樹から突出することになり、街並みの連続性が損なわれることから、20m以下が望ましいと考えます。

【視点3】の金沢市保全眺望点からの景観保全では、金沢城公園辰巳櫓跡からの眺望では、31mや25mの建物が建つことで、寺町台地や野田山の稜線への眺望を阻害するおそれがあることから20m以下が望ましいと考えます。

【視点4】の北側歩道からの眺めでは、北側歩道から眺めた場合に、建物高さが20m以下であれば無理なく視界に空が入り、圧迫感が軽減されることから、20m以下が望ましいと考えます。

【視点5】の周囲の高さ規制については、周辺の高さ規制は、都心軸周辺を除き20m以下に抑えられ、金沢城周辺では高さ規制の見直しも行われていることから15m程度が望ましいと考えます。

【視点6】の広坂振興ビジョンでは、低層階（1～3階）を店舗とし、上層階（4～6階）を居住スペースとする考え方が示され、6階建て（20m程度の高さ）の建物が想定されていることから20m以下が望ましいと考えます。

また、中心商業地としての土地利用に影響を及ぼさないために、容積率の有効利用に配慮する必要があると考えます。

視点1から6における検討結果からの望ましい高さと、中心商業地としての土地の有効利用に配慮して、高さ31mから20mへの変更とします。

こちらは変更の概要表になります。議案書は7ページをご覧ください。

赤文字で書かれた、「20m高度地区」、「31m高度地区」が、変更対象となります。

今回の変更は、区域面積が（0.5haと）小さいこともあり、「20m高度地区」、「31m高度地区」とも全体としての増減はございません。

ただし書きとして、議案書は8ページになります。

高度地区のただし書きにつきましては、当初高度地区を指定した際に、定めたものを踏襲しております。

変更理由としましては、同じく議案書8ページの下段になります。

広坂通りの商業活動を維持しつつ、周辺環境と調和したまちなみ景観を創出するため、高度地区を変更するものであります。



尚、今回の高さの見直しにあたりましては、参考資料の8ページ右側になります。

平成29年度以降の取組みとして、4月27日に広坂地区の高度地区の変更について、地元説明会を行っており、5月22日に景観審議会計画部会にて広坂地区の高さの見直しを行うことについて、了承する旨、報告をいただいております。同じく5月31日に景観審議会において、広坂地区における建築物の高さ制限について、提示案のとおり了承する旨の答申をいただいております。

最後に、本案件につきましては、平成29年8月1日から8月15日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

●会長

ありがとうございました。只今の高度地区の変更提案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

●A委員

一つ確認したいのですが、高さを15mか20mかで悩まれたと思います。しいのき迎賓館側は風致地区で15m、美術館側は高度地区で15mということを見ると、広坂通りも15mでいくのがスムーズではないかと思えます。8ページの見直しの方向性の中で、視点1から6まで非常に緻密に検討していますが、これは高さの目安に15mと20mがあり、全てクリアするためには15mが良いのではないかとともに思えます。

確かに広坂通りというメインストリートで、容積率を抑えることは都市活動の持続性の観点から悩ましい判断があったと思われるのですが、そのあたりの経緯の説明をお願いします。

○事務局

この高度地区の検討にあたりましては、先ず一点目として広坂振興会が平成21年度に広坂振興ビジョンを定めて、高度地区が31mでありながら、自分たちの商店街を概ね6階建てにしたいということ盛り込んでいます。

二点目として学識経験者のご意見を聞いた中でも、委員の言われる通り「低ければ低いほどよい」ということがありました。6つの視点の中でも、望ましい高さとして15mと20mが混在していますが、商業地域、商店街として指定容積率400%を使い切れる高さとして20mを選択しました。

また、高度地区を変更した場合の既存不適格となる建物の件数を考えた場合、20mとした場合は全体で15件のうち1件、15mとした場合は5件が既存不適格となることも考え、20mを選択させていただきました。地元の方々も了承の上ということでございます。

●A委員

指定容積率400%であれば5階建てで収まるとも思われますが、商業活動の持続性を考えると大変悩ましいところですね。地元の方々も20mとして進めたいということですね。

○事務局

そうでございます。

●B委員

この件に関して異論はないのですが、既存不適格となる物件について、すぐに除却ということはないと思うのですが、建て替える時、あるいは用途変更の際の扱いはどうなるのですか。

○事務局

資料8ページに高度地区の変更に関するただし書がございます。現在の建物を壊さずに改修することはできます。取り壊して建て替える場合については、特例の規定もありますが、基本的には新しく定めた高さ規制に収めていただくこととなります。参考ですが、駅西に金沢市が誘致したインターナショナルブランドホテルについても高度地区を遵守していただくことになっています。

●会長

他はどうでしょう。よろしいですか。

それでは、他にご意見もないようですので、とりまとめさせていただきます。いくつか委員からのご質問やご意見が出ましたけども、特に反対という意見でもございませんでしたので、今後の事業を進める上で、参考意見にさせていただき、計画案通り答申したいと思っております。ありがとうございました。

●会長

続きまして議事を進めます。その他案件が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

金沢市景観計画の一部変更について説明します。お手元の議案書11ページと併せてご覧ください。

景観計画の策定については、景観法第9条第2項において、都市計画区域に係る部分については、都市計画審議会の意見を聞かなければならないとされており、第8項において、景観計画の変更においても準用することとされておりますので、本日、意見をいただくものです。

変更内容ですが、平成29年3月に「犀川及び浅野川における美しい川筋景観の保全に関する条例」通称：川筋景観保全条例を制定し、7月31日、この条例に基づく川筋景観保全区域を指定しました。

この川筋景観保全区域を景観計画において「景趣継承区域」に追加する、という変更です。

金沢市景観計画では、景観まちづくりのための区域指定としまして、まず景観法を活用する指定区域があります。

市内全域を景観計画区域とし、景観形成区域、重要広域幹線景観形成区域、その他の区域、にわけ、それぞれに基準が設定されています。

金沢市独自条例に基づく指定区域として、景観条例に基づく眺望景観保全区域と「金沢特有の景観の趣を醸し出す景観資産を保存・保全する為の区域」として、そのほかの景観関連条例に基づく区域を景趣継承区域として指定しています。

この景趣継承区域として川筋景観保全区域を景観計画に位置づける変更案です。

こちらが、現行の景観計画に示されている景趣継承区域です。緑色が斜面緑地保全区域、また、黄緑色はこまちなみ保存区域を示しております。

ここに、川筋景観保全区域を追加します。水色のハッチを部分が川筋景観保全区域です。

なお、この景観計画の変更案については、平成 29 年 5 月 31 日に金沢市景観審議会にて意見を聞き、了承されています。

また、この後の予定としましては、景観計画の変更を告示し、川筋景観保全区域、基準の運用開始に合わせての運用開始を目指しております。

景観計画の変更は以上ですが、ここで、川筋景観保全条例及び保全区域について少し説明させていただきます。お手元の参考資料 2 をあわせてご覧ください。

まず、このための取り組みとして、平成 27 年度から、川沿いの街並みの現況調査などを行い、川筋景観の保全の方向性や区域の設定、基準についてなど、5 回の計画部会で審議を深め、景観審議会にも随時 報告、審議してきました。また、パブリックコメントで意見を公募し、保全区域を予定している町会の方を対象に意見交換会をおこないました。平成 29 年 3 月金沢市議会での議決を経て、4 月 1 日より条例が施行となっております。

その後、区域、基準について景観審議会などで意見を聞いたうえで、平成 29 年 7 月 31 日、区域を指定し、基準と併せて告示しています。

条例の目的ですが、金沢を代表する二つの河川である犀川や浅野川は、歴史と文化を育み、生活に潤いを与えています。

この、犀川と浅野川の水と緑に彩られた風情と趣のある川筋景観を保全することにより金沢の個性と魅力を磨き高め貴重な財産として後代に継承していくことを目的として、制定されました。

金沢市では景観法にもとづく景観条例と、屋外広告物法に基づく屋外広告物条例によって景観を守っています。

その他に、金沢の景観の特徴的な部分を保存、保全するために、こまちなみ保存条例や斜面緑地保全条例など金沢市独自の条例をつくり、金沢の景観を保全しております。このたび、川筋景観保全条例も市独自の条例として制定しました。

条例では、まず市、河川管理者等、市民、事業者の方、の責務を定めております。

市は川筋景観保全、創出に必要な施策の実施を行います。

河川管理者等は河川、橋りょうの整備が川筋景観の保全に重要な役割があることを認識し、景観に配慮した整備につとめていただきます。

市民は、相互に連携及び協力をして、美しい川筋景観の保全に努めるとともに、本市の施策に協力していただきます。

次に、犀川、浅野川沿いの区域のうち、保全のために必要な区域として、川筋景観保全区域を指定し、保全基準を定めることとされています。

また、保全区域では、建築物の新築や増築など一定の行為については、あらかじめ届出を必要とします。

ただし、景観法の届出などがあったときは、それをもって川筋景観条例の届出があったものとみなすこととされています。

区域、基準を検討するにあたり、調査した結果の一部です。犀川、浅野川とそれらの周辺の、文化、および自然環境についてですが、江戸時代から現在も、犀川、浅野川ともに、市民生活や文化と関わりが深いことがわかります。

街並みなどの現況調査の一例です。こちらは犀川の桜橋から上菊橋の間、右岸の一部です。画面左が下流、桜橋側、右が上菊橋側です。

現況調査では、連続写真の撮影を行い、景観特性や景観阻害要因を調査しました。

その他、用途地域、景観計画や建築物の高さの規制の他、江戸後期の土地利用等を確認しました。

同様に浅野川も調査しております。浅野川、梅の橋から天神橋の間、右岸の様子です。画面左手が下流、梅の橋側、右側が天神橋側です。

この辺りは背景に卯辰山の斜面緑地が望め、金沢らしい黒瓦の屋根を採用した低層住宅が建ちならんでいます。

これらの調査をもとに、川筋景観保全区域として犀川の大豆田大橋～上菊橋の間、浅ノ川は七ツ屋地区～鈴見橋の間、の川とそれに面する区域を指定しています。

面する区域とは、道路や公共空間をはさんで一つ目の敷地までを原則とします。

次に、保全基準です。お手元の参考資料2ページ、3ページをご覧ください。まず、犀川、浅野川それぞれの川の特徴をふまえて、川ごとの方針を設定しました。

犀川における川筋景観保全方針として、都市景観に潤いと安らぎを与える犀川の悠々とした流れと川沿いの街並みが調和した川筋景観を保全・継承する。

浅野川における川筋景観保全方針として、浅野川の繊細で情緒が漂う流れと川沿いの歴史的な街並みの景観が調和した川筋景観を保全・継承する。

次に、良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものですので、都市計画の用途地域、景観上の様子、など現地の状況に合わせて、保全区域をさらに地区にわけ、犀川は大豆田大橋から上菊橋までの間を7つの地区にわけ、地区ごとの方針を設定しました。

また、浅野川は、七ツ屋町地区～鈴見橋までの区域を、同じように、地区の景観特性や土地利用状況等を踏まえ9地区に細分化し、各地区の方針を示します。

それぞれの地区の方針は、お手元の参考資料に掲載しておりますので、よろしければ、ご一読ください。

また、建築物、広告物などの詳細な基準につきましても、お手元の参考資料に掲載しておりますので、よろしければ、ご確認ください。

繰り返しになりますが、この、犀川区域、浅野川区域の2つの川筋景観保全区域については、平成29年10月1日の運用開始を予定しております。

以上で説明を終わります。

#### ●会長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

#### ●D委員

ご説明の中で、犀川、浅野川それぞれに地域の特性に応じて保全基準を設けており

ます、とありましたが、具体的にどこが違うかを教えていただきたい。

○事務局

川ごとの方針、また地区ごとに川筋景観保全の方針がそれぞれの川の色合いを出しているところとなります。また、地区ごとに川筋景観保全の方針を読み解いた上で、それぞれの河川において保全基準を遵守していただくこととなります。具体的な保全基準については、一番上の欄の「美しい川筋景観保全に関する事項」の中で河川名が異なる他は同様の内容です。

●E委員

この提案には賛成なのですが、先ほどの広坂の案件と違い、対象区域が広く居住されている方がたくさんいて、これから建築行為等を行う場合には届出が必要であることから、地元住民からご理解をいただく作業は丁寧にされてきたと思います。10月に運用を開始するというので、是非市民の皆様様に金沢市の景観がこのように守られていくということを更に周知していくことに努めていただきたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。地元の方々をはじめとして市民の皆様様に周知を図っていきたいと思います。

●B委員

川筋というのは川の両岸もありますが、川の中は管理者が違い、浅野川の川床は工作物になると思いますが、これらも対象となってくるのですか。

○事務局

資料の1ページに河川管理者の責務が記載されております。条例や基準を作るにあっても、管理者である石川県には美しい川筋景観の保全に先導的な役割があることを認識していただいて、河川整備などに努めていただくことを明記させていただいています。また2ページの基準の「公共空間」の欄の中で、良好な川筋景観を保全するために、公共空間の適正な環境整備を行うよう努める旨、河川管理者のご理解のもと明記させていただいております。

●会長

他にはよろしいでしょうか。

それでは、他にご意見もないようなのでとりまとめさせていただきます。いくつか委員からのご質問やご意見が出ましたけども、特に反対という意見でもございませんでしたので、只今いただきましたご意見については、今後の計画を進めていく上で、参考意見として取り扱い、川筋景観に関する事項を景観計画に盛り込むことで進めていただくこととします。

これで、本日諮問のありました案件について、滞りなく審議が終了しました。なお、この際ですので、委員の皆様から何かご討議いただくような事項、もしくは事務局へのご要望等ございましたら、ご発言願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

ご意見もないようなので、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。それでは、進行を事務局にお返しします。

○司会

高山会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様もご審議いただきありがとうございました。ご審議いただいた案件につきましては、手続きを進めさせていただきます。

また、本日いただきました貴重なご意見は、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきます。

それでは、以上を持ちまして、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。